

次に掲げる規則をここに公布する。

佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

令和元年 10 月 16 日

佐賀県知事 山 口 祥 義